

令和3年第6回尾鷲市議会臨時会会議録

令和3年6月18日（金曜日）

○議事日程（第1号）

令和3年6月18日（金）午前10時開会

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 選挙第 2号 議長選挙について
- 日程第 3 選挙第 3号 副議長選挙について
- 日程第 4 議席の指定
- 日程第 5 会議録署名議員の指名
- 日程第 6 会期の決定
- 日程第 7 発議第 3号 尾鷲市議会委員会条例の一部改正について
- 日程第 8 発議第 4号 尾鷲市議会議員政治倫理条例の一部改正について
- 日程第 9 発議第 5号 行政常任委員の選任について
- 日程第10 発議第 6号 議会運営委員の選任について
- 日程第11 選挙第 4号 紀北広域連合議会の議員の選挙について
- 日程第12 選挙第 5号 三重紀北消防組合議会の議員の選挙について
- 日程第13 選挙第 6号 東紀州環境施設組合議会の議員の選挙について
- 日程追加 議案第41号 尾鷲市監査委員の選任について
- 日程第14 議案第40号 令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について
（提案説明、質疑、委員会付託）
- 日程第15 議案第40号 令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について
（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第16 報告第 1号 令和2年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第17 報告第 2号 公益財団法人尾鷲文化振興会の令和3年度事業計画及び予算について
（報告、質疑）
- 日程第18 発議第 7号 議会運営委員会事務調査に関する決議
- 日程第19 発議第 8号 行政常任委員会事務調査に関する決議

(質疑、討論、採決)

○出席議員（10名）

1番	南	靖久	議員	2番	小川	公明	議員
3番	濱中	佳芳子	議員	4番	西川	守哉	議員
5番	村田	幸隆	議員	6番	三鬼	和昭	議員
7番	内山	左和子	議員	8番	中村	レイ	議員
9番	中里	沙也加	議員	10番	仲	明	議員

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市	長	加藤	千速	君
副	市長	下村	新吾	君
会計管理者兼会計課長		平山	始	君
政策調整課長		三鬼	望	君
政策調整課参事		西村	美克	君
総務課長		竹平	專作	君
財政課長		岩本	功	君
防災危機管理課長		尾上	廣宣	君
税務課長		仲	浩紀	君
市民サービス課長		宇利	崇	君
福祉保健課長		山口	修史	君
環境課長		吉沢	道夫	君
商工観光課長		森本	眞明	君
水産農林課長		芝山	有朋	君
水産農林課調整監		丸茂	亮太	君
建設課長		内山	真杉	君
水道部長		神保	崇	君
尾鷲総合病院事務長		佐野	憲司	君

尾鷲総合病院総務課長	高	浜	宏	之	君
教 育 長	出	口	隆	久	君
教育委員会教育総務課長	森	下	陽	之	君
教育委員会生涯学習課長	三	鬼	基	史	君
教育委員会教育総務課学校教育担当調整監	植	前		健	君
監 査 委 員	福	本	和	行	君
監 査 委 員 事 務 局 長	野	地	敬	史	君

○議会事務局職員出席者

事 務 局 長	高	芝		豊
事務局次長兼議事・調査係長	北	村	英	之
議 事 ・ 調 査 係 書 記	相	賀	智	惠

〔開会 午前10時00分〕

事務局長（高芝豊君） おはようございます。議会事務局長の高芝です。どうぞよろしくお願ひいたします。

本臨時会は、一般選挙後、最初の議会であります。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、村田幸隆議員が年長の議員でありますので、御紹介申し上げます。

村田議員、議長席へお願ひいたします。

臨時議長（村田幸隆議員） 地方自治法107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。

これより、令和3年第6回尾鷲市議会臨時会を開会いたします。

開会に当たり、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） 本日は大変お忙しい中、令和3年第6回臨時会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

今回の臨時会には、議案第40号「令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について」の議案1件と、報告第1号「令和2年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書について」及び報告第2号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和3年度事業計画及び予算について」の報告2件を提出させていただきました。よろしく御審議いただき、御承認を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

臨時議長（村田幸隆議員） これより、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。よって、会議は成立いたしております。

次に、事務局長をして、諸般の報告をさせます。

事務局長。

事務局長（高芝豊君） 報告します。

本日の臨時会の議題は、当議会の組織、構成に関する案件が多く、また、議案につきましても、不完全な部分がございますので、御了承のほどよろしくお願ひいたします。

なお、本日の議事及び選挙進行予定表をタブレットにより通知いたしますので、

御参照いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

臨時議長（村田幸隆議員） それでは、最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第1号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第1、「仮議席の指定」を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

次に、日程第2、選挙第2号「議長選挙について」を議題といたします。

事務局長をして、議案の朗読をさせます。

事務局長。

（事務局長 朗読）

臨時議長（村田幸隆議員） これより、議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

臨時議長（村田幸隆議員） ただいまの出席議員は10名であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

臨時議長（村田幸隆議員） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

臨時議長（村田幸隆議員） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

臨時議長（村田幸隆議員） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

それでは、点呼を命じます。

事務局長。

（点呼・投票）

臨時議長（村田幸隆議員） 投票漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

臨時議長（村田幸隆議員） 投票漏れなしと認めます。よって、投票を終了いたします。

これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に9番、中里沙也加議員、10番、仲明議員を指名いたします。

それでは、両議員の立会いをお願いいたします。

開票いたします。

（開 票）

臨時議長（村田幸隆議員） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票。有効投票8票、無効投票2票であります。

有効投票のうち、三鬼和昭議員8票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。したがって、三鬼和昭議員が議長に当選をされました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

臨時議長（村田幸隆議員） ただいま議長に当選されました三鬼和昭議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

議長に当選をされました三鬼和昭議員から御挨拶があります。

6番、三鬼議員。

〔議長（三鬼和昭議員）登壇〕

議長（三鬼和昭議員） 御選任いただき、ありがとうございます。

立候補に当たり所信で述べましたように、議員全員が共通する課題として、新型コロナウイルス感染症に対する速やかなワクチン接種やアフターコロナ時の市民の生活対策や市内経済対策、高速道路南北インター開通による通過点とならないような経済対策、中部電力跡地の活用による経済対策、そして、5市町による広域行政、財政健全化のためのたゆまぬ行財政改革と議会改革を提示させていただきましたが、これらと相まって、それぞれの議員の皆さんの選挙公約の実現等があるかと思えます。これらの対策や実現により、市民サービスの向上につながるようお互いに努力し合いたいと思えます。

一方、我々議員は、地方自治法や市条例を遵守し、市長の政策提案や予算案件

に対し、調査力及び審査力を高め、議決権の行使、あるいは、監視力による市民にとってよりよい施策となるわけですが、併せて、可決されたことに対する議決機関の責務として、行政機関とともに車の両輪となって市政の推進に寄与するよう議会運営に努めたいと存じます。

また、本議会は、これまで、尾鷲市議会基本条例、尾鷲市おもてなし条例の制定、あるいはタブレット議会と、先進事例として視察を受けるほどの建設的な改革を行ってきており、施策においても、尾鷲小学校の中村山への避難橋や宮之上小学校耐震補強工事から新築耐震工事への転換、あるいは要望活動においても、小原野への恒久橋設置や高速道路におけるセンターポールのワイヤー整備等、積極的に提言や要望も行ってきています。

しかしながら、私が議員としてキャリアをスタートさせていただいてから議員数は半減しており、地方分権が進んだ今、審査力、監視力は低減してはいないかと考えることが時折あります。また、ウイズコロナ、アフターコロナといったことの中で、議会活動の在り方についても考えることがございます。

それらについての検証等も考慮した上で、市役所が市民のためのものならば、今後も、それぞれの議員が365日24時間、常在戦場として、いついかなるときでも市民のために論ずる議会として存在感を示せるように努めたいと思います。

終わりに、皆様の御指導、御鞭撻及び御協力をお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(拍手)

臨時議長（村田幸隆議員） ありがとうございました。

これで私の職務は終わりました。

それでは、三鬼議長、議長席にお着きを願います。

(三鬼和昭議長、議長席に着席)

議長（三鬼和昭議員） 次に、日程第3、選挙第3号「副議長選挙について」を議題といたします。

事務局長をして、議案を朗読いたさせます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長（三鬼和昭議員） これより、副議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

議長（三鬼和昭議員） ただいまの出席議員は10名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

（投票用紙配付）

議長（三鬼和昭議員） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

議長（三鬼和昭議員） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じ、順次投票をお願いいたします。

それでは、点呼を命じます。

事務局長。

（点呼・投票）

議長（三鬼和昭議員） 投票漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） 投票漏れなしと認めます。よって、投票を終了いたします。

これより、開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に7番、内山左和子議員、8番、中村レイ議員を指名いたします。よって、両議員の立会いをお願いいたします。

開票いたします。

（開 票）

議長（三鬼和昭議員） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票。有効投票10票。

有効投票のうち、小川公明議員10票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。したがって、小川公明議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

議長（三鬼和昭議員） ただいま副議長に当選されました小川公明議員が議場におら

れますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

ここで、副議長に当選されました小川公明議員から御挨拶があります。

2番、小川公明議員。

〔副議長（小川公明議員）登壇〕

副議長（小川公明議員） それでは、お許しをいただきまして一言挨拶をさせていただきます。

ただいま、荣誉ある尾鷲市議会副議長の大任を拝しまして、大変光栄に存じますとともに、心から厚く御礼申し上げます。

今、まさにその責任の重さをひしひしと痛感している次第でございます。

ここに推挙いただいたからには、皆様のお力添えをいただきながら、この山積する諸課題解決に向け、議会と執行部、また議会内の調整役として合意形成に努め、議長の補佐役として円滑なる議会運営と議会のさらなる活性化に努める所存でございます。

また、いまだ終息が見込めない新型コロナウイルス感染症の拡大と、私たちの暮らしは様々なところで制約され、残念ながらしばらくは平穏な日常を取り戻すことが困難な状況でございます。

喫緊では、64歳以下のワクチン接種や地元経済の立て直しなど、幾つかの課題解決が急務となってまいります。

このような時代にあつてこそ、自治体が果たす役割は極めて重要であり、自治体は住民の皆様の命を守るという意識を市議会としてしっかり持って、でき得る限りのことを迅速かつ柔軟に取り組んでまいり所存でございます。

どうか諸先輩、並びに同僚議員の皆様におかれましては、今後とも、なお一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、甚だ簡単ではございますが、就任の挨拶と代えさせていただきます。ありがとうございました。

（拍手）

議長（三鬼和昭議員） ありがとうございました。

次に、日程第4、「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指名いたします。

議員諸氏の氏名とその議席の番号を事務局長に朗読いたさせます。

事務局長。

（事務局長 朗読）

議長（三鬼和昭議員） ただいま朗読のとおり、議席を指定いたします。

次に、日程第5、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、1番、南靖久議員、2番、小川公明議員を指名いたします。

次に、日程第6、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日だけにいたしたいと思えます。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日だけに決定いたしました。

次に、日程第7、発議第3号「尾鷲市議会委員会条例の一部改正について」及び日程第8、発議第4号「尾鷲市議会議員政治倫理条例の一部改正について」の発議2件を一括議題といたします。

事務局長をして、発議の朗読をいたさせます。

事務局長。

（事務局長 朗読）

議長（三鬼和昭議員） ただいま議題の発議2件につきまして、提出者の提案説明を求めます。

1番、南靖久議員。

〔1番（南靖久議員）登壇〕

1番（南靖久議員） それでは、発議第3号及び発議第4号の発議2件につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

まず、発議第3号「尾鷲市議会委員会条例の一部改正について」につきまして、今任期から議員定数が従来の13人から10人に削減されたことに伴い、委員会の人数構成を変更するものであります。

委員会条例第2条2項中、行政常任委員会の委員定数を13人から10人に、同じく同条例第4条2項中、議会運営委員会の定数を7人から5人に、また同条例第7条2項中、資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の委員定数を8人から5人に改正するものでございます。

次に、発議第4号「尾鷲市議会議員政治倫理条例の一部改正について」は、議員定数が10人に削減されたことに伴い、尾鷲市議会議員政治倫理審査会の設置

に係る手続の審査委員会の構成要件等を勘案の上、議員の中から選任される当該審査会の委員定数を変更するものであります。

同条例第5条2項中、尾鷲市議会議員政治倫理審査委員会の委員定数を7人以内から5人以内に改める提案をいたすものでございます。

以上、発議第3号及び発議第4号の発議2件の提案理由の説明とさせていただきます。御賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長（三鬼和昭議員） 以上で提案説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題の発議につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） 御異議なしと認めます。よって、直ちに採決を行います。

最初に、日程第7、発議第3号「尾鷲市議会委員会条例の一部改正について」を採決いたします。

本件について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、発議第4号「尾鷲市議会議員政治倫理条例の一部改正について」を採決いたします。

本件について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩して、全員協議会を第二・第三委員会室で開きますので、よろしくお願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

なお、全員協議会終了後に本会議を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

〔休憩 午前10時38分〕

〔再開 午前11時13分〕

議長（三鬼和昭議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第9、発議第5号「行政常任委員の選任について」を議題といたします。

事務局長をして、発議の朗読をいたさせます。

(事務局長 朗読)

議長(三鬼和昭議員) お諮りいたします。

本件につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、ただいま朗読のとおり、行政常任委員に指名いたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼和昭議員) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました方々を行政常任委員に選任することに決しました。

ここでお諮りいたします。

委員会条例第2条第1項では、議長は、議会の同意を得て、常任委員を辞任することができる旨、規定されております。本規定に基づき、私、三鬼は行政常任委員を辞職いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼和昭議員) 御異議なしと認めます。したがって、私、三鬼は行政常任委員を辞任することに決しました。

それでは、ここで暫時休憩し、第二・第三委員会室において行政常任委員会を開催し、正副委員長の互選をしていただき、その結果を議長まで御報告お願いいたします。

なお、行政常任委員会終了後、全員協議会を開きますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、暫時休憩をいたします。

[休憩 午前11時16分]

[再開 午前11時36分]

議長(三鬼和昭議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に行政常任委員会が開かれ、正副委員長の互選結果が届いておりますので、お知らせいたします。

行政常任委員会の委員長には南靖久議員、同副委員長には内山左和子議員であります。よろしくお願ひいたします。

次に、日程第10、発議第6号「議会運営委員の選任について」を議題といたします。

事務局長をして、お手元の発議を朗読いたさせます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長(三鬼和昭議員) お諮りいたします。

本件につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、ただいま朗読のとおり、議会運営委員に指名いたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼和昭議員) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました方々を議会運営委員に選任することに決しました。

それでは、ここで暫時休憩し、第二・第三委員会室において議会運営委員会を開催し、正副委員長の互選をしていただき、その結果を議長まで御報告お願いいたします。

なお、議会運営委員会終了後、全員協議会を開きますので、よろしくお願いたします。

それでは、暫時休憩をいたします。

50分から議会運営委員会を開催していただきます。すぐできますか。45分から開催します。

[休憩 午前11時38分]

[再開 午後0時01分]

議長(三鬼和昭議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会が開かれ、正副委員長の互選の結果が届いておりますので、お知らせいたします。

議会運営委員会委員長には仲明議員、同副委員長には村田幸隆議員であります。よろしくお願いたします。

次に、日程第11、選挙第4号「紀北広域連合議会の議員の選挙について」を議題といたします。

事務局長をして、お手元の議案を朗読いたさせます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長(三鬼和昭議員) お諮りいたします。

ただいま朗読の選挙につきましては、その選挙の方法を地方自治法第118条の第2項の規定による指名推薦によりたいと思っております。これに異議ございませんか。

か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼和昭議員) 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

それでは、選挙第4号の指名の方法は、議長において指名いたしたいと思いません。これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼和昭議員) 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、紀北広域連合議会の議員には、南靖久議員、小川公明議員、内山左和子議員、中村レイ議員、仲明議員と私、三鬼を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方々をそれぞれ当選人と定めることに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼和昭議員) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、紀北広域連合議会議員に当選されました。

ただいま紀北広域連合議会議員に当選されました方々が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。よろしく願いいたします。

次に、日程第12、選挙第5号「三重紀北消防組合議会の議員の選挙について」を議題といたします。

事務局長をして、お手元の議案を朗読いたさせます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長(三鬼和昭議員) お諮りいたします。

ただいま朗読の選挙につきましては、その選挙の方法を地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼和昭議員) 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

それでは、選挙第5号の指名の方法は、議長において指名いたしたいと思いません。これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼和昭議員) 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、三重紀北消防組合議会の議員には、南靖久議員、西川守哉議員、村田幸隆議員と私、三鬼を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方々をそれぞれ当選人と定めることに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼和昭議員) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、紀北広域連合議会議員に当選されました。

ただいま三重紀北消防組合議会議員に当選されました方々が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。よろしくお願いたします。

次に、日程第13、選挙第6号「東紀州環境施設組合議会の議員の選挙について」を議題といたします。

事務局長をして、お手元の議案を朗読いたさせます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長(三鬼和昭議員) お諮りいたします。

ただいま朗読の選挙につきましては、その選挙の方法を地方自治法第118条第2項の規定による指名推選によりたいと思いません。これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼和昭議員) 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

それでは、選挙第6号の指名の方法については、議長において指名いたしたいと思いません。これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼和昭議員) 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、東紀州環境施設組合議会の議員には、南靖久議員、私、三鬼を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方々をそれぞれ当選人と定めることに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼和昭議員) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、東紀州環境施設組合議会議員に当選されました。

ただいま、東紀州環境施設組合議会議員に当選されました議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告示いたします。よろしく願いいたします。

ここで昼食のため、休憩いたします。

再開は、午後1時20分からといたします。

[休憩 午後 0時08分]

[再開 午後 1時20分]

議長(三鬼和昭議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、諸般の報告がございます。

本日提出されました議案第41号を配付いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

報告は以上でございます。

お諮りいたします。

本日提案されました議案第41号「尾鷲市監査委員の選任について」を議題といたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼和昭議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第41号「尾鷲市監査委員の選任について」を日程に追加し議題といたします。

それでは、地方自治法第117条の規定により、ここでは濱中佳芳子議員の退席を求めます。

(濱中佳芳子議員 退席)

議長(三鬼和昭議員) 事務局長をして、お手元の議案を朗読いたさせます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長（三鬼和昭議員） ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、今回追加議案として提案しております議案第41号「尾鷲市監査委員の選任について」につきまして説明いたします。

本市監査委員は、議会の同意を得て、執権を有する者1名及び議会議員のうちから1名の選任をいただいておりますが、今月6日に尾鷲市市議会議員一般選挙が執行され、市議会議員が改選されたことに伴い、新たに濱中佳芳子氏を尾鷲市監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。何とぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（三鬼和昭議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本議案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第41号「尾鷲市監査委員の選任について」は人事案件でもあり、会議規則第37条の第3項の規定により、委員会への付託を省略し、直ちに採決を行いたいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） 御異議なしと認めます。よって、直ちに採決を行います。

議案第41号「尾鷲市監査委員の選任について」、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（三鬼和昭議員） 起立全員。

起立全員であります。よって、議案第41号は、原案のとおり同意することに決しました。

ここで濱中議員の入場を求めます。

（濱中佳芳子議員 入場）

議長（三鬼和昭議員） 次に、日程第14、議案第40号「令和3年度尾鷲市一般会

計補正予算（第3号）の議決について」を議題といたします。

ただいま議題となりました議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、今回提案しております議案第40号「令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について」につきまして説明いたします。

お手元に配付の令和3年度尾鷲市一般会計補正予算書（第3号）及び予算説明書の1ページを御覧ください。

今回の補正予算計上額は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,375万8,000円を追加し、これにより予算総額を97億7,041万3,000円とするものであります。

まず、歳入について説明いたします。8ページ、9ページを御覧ください。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得の子育て世帯に給付金を支給するための新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金1,999万4,000円の増額であります。

同じく3目衛生費国庫補助金は、65歳以上の方へのワクチン接種期間の短縮に伴い、必要となる経費に対して交付される新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金1,275万4,000円の増額であります。

18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金101万円の増額は、今回の補正財源として財政調整基金から繰り入れるものであります。

次に、歳出について説明いたします。10ページ、11ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、13目コミュニティセンター費101万円の増額は、梶賀コミュニティセンターのエアコン故障に伴う同センター2階の仮設エアコン取付手数料及び1階のエアコン設置に係る備品購入費の追加であります。

3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費1,999万4,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり一律5万円を支給する子育て世帯生活支援特別給付金1,750万円が主なものであります。

次ページを御覧ください。

4款衛生費、1項保健費、2目予防費1,275万4,000円の増額は、65

歳以上の方への新型コロナウイルスワクチン接種期間の短縮に伴い、接種会場及び接種体制を変更する必要が生じたことから、主に職員の時間外勤務手当622万2,000円の増額、接種会場の駐車場警備業務及び会場内のスロープ設置業務委託料として、合わせて338万8,000円の追加、並びに会場使用料210万8,000円の追加が主なものであります。

以上をもちまして、議案第40号「令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について」の説明とさせていただきます。何とぞ御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（三鬼和昭議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許可いたします。

2番、小川公明議員。

2番（小川公明議員） それでは、通告に従いまして質疑をさせていただきます。

議案第40号「令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について」のうち、歳出、第3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費、18節負担金補助金及び交付金1,750万円の内容、内訳についてお聞かせください。

福祉保健課長（山口修史君） それでは、議員の御質問にお答えいたします。

3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費、18節負担金補助及び交付金1,750万円の内容について説明いたします。

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、ひとり親世帯を除いた低所得者の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給するものであります。

具体的には、まず1点目が、令和3年4月分の児童手当または特別児童手当の支給を受けており、令和3年度分の住民税均等割が非課税の方。2点目が、令和3年3月31日時点で18歳未満の子または20歳未満の障がいをお持ちの子の養育者で、令和3年度分の住民税均等割が非課税の方、あるいは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方が対象となります。これらの方に児童1人当たり一律5万円を支給するための給付金となります。

以上です。

議長（三鬼和昭議員） 2番、小川議員。

2番（小川公明議員） 今、条件というか2点に分けて言われたと思うんですけど

も、この対象者の見込数、何人なのかというのと、1点目ですか、児童手当の支給者で住民税非課税の方、これが何名いるのか。また、2点目の新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変した方など、それぞれ人数が分かれば。

議長（三鬼和昭議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（山口修史君） 対象見込数としては、全体で350人を見込んでおり、1点目の児童手当等の支給者で住民税非課税の方が150人、2点目の新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変した方等については200人を見込んでおります。

議長（三鬼和昭議員） 2番、小川議員。

2番（小川公明議員） 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税など均等割が非課税である方と、この同様の事情があると認められる方、これ、判断難しいと思うんですけど、具体的にどのようにこれを判断されるのか、それだけお聞かせください。

議長（三鬼和昭議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（山口修史君） 給与、事業等の収入により、令和3年1月から令和4年2月末までの任意の1か月を12か月換算した額が住民税均等割額……。すみません。住民税均等割非課税額相当となる方が対象となります。この方につきましては、申請が必要となります。

議長（三鬼和昭議員） 2番、小川議員。

2番（小川公明議員） 最後にさせていただきます。これ、申請で判断するということで理解すればよろしいでしょうか。

議長（三鬼和昭議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（山口修史君） この方につきましては、御自分で御申請いただく必要がございます。

議長（三鬼和昭議員） 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案は、お手元の議案付託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、所管の行政常任委員会に付託いたしたいと思ひ

ますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼和昭議員) 御異議なしと認めます。よって、議題の議案は、所管の行政常任委員会に付託することに決しました。

ここで暫時休憩し、付託されました議案の審査をしていただくため、第二・第三委員会室において行政常任委員会を開催していただきます。

なお、委員会終了後、本会議を再開しますので、よろしく願いいたします。

それでは、暫時休憩をいたします。

[休憩 午後 1時34分]

[再開 午後 2時25分]

議長(三鬼和昭議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第15、議案第40号「令和3年度尾鷲市一般会計補正予算(第3号)の議決について」を議題といたします。

ただいま議題となりました議案につきましては、所管の行政常任委員会に付託して御審査願っておりますので、その経過並びに結果について委員長の報告を求めます。

行政常任委員会、南靖久委員長。

[1番(南靖久議員)登壇]

1番(南靖久議員) 私ども行政常任委員会に付託されました議案第40号「令和3年度尾鷲市一般会計補正予算(第3号)の議決について」、以上1議案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

先ほど市長、副市長、教育長並びに関係課長の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、付託されました1議案につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、喫緊の課題であります64歳以下のワクチン接種につきまして、日程の一部を示していただきましたが、今後も紀北医師会、紀北薬剤師会と連携し、全体の接種日程や受付方法などの見通しを市民の皆様に速やかに示していただきますよう、委員会としてお願いを申し上げます。

以上をもちまして、常任委員会の委員長報告とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長(三鬼和昭議員) 以上で委員長の報告は終了いたしました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼和昭議員) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼和昭議員) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第15、議案第40号「令和3年度尾鷲市一般会計補正予算(第3号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(三鬼和昭議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、報告第1号「令和2年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書について」及び日程第17、報告第2号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和3年度事業計画及び予算について」の報告2件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました報告2件は、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。市長。

[市長(加藤千速君)登壇]

市長(加藤千速君) それでは、報告案件について説明いたします。

議案書の2ページを御覧ください。

報告第1号「令和2年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書について」につきましては、地方自治法施行令第146条第1項の規定により、令和3年度に繰り越した内容について、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

議案書の4ページを御覧ください。

報告第2号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和3年度事業計画及び予算について」につきましては、生涯学習課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

議長(三鬼和昭議員) 生涯学習課長。

〔教育委員会生涯学習課長（三鬼基史君）登壇〕

教育委員会生涯学習課長（三鬼基史君） それでは、報告第2号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和3年度事業計画及び予算について」につきまして御説明いたします。

令和3年度事業計画及び予算の1ページを御覧ください。

公益財団法人尾鷲文化振興会の概要であります。ここには、設立目的や基本財産、事業内容、役員構成等が記載されており、これに基づき運営されております。

次に、2ページを御覧ください。

尾鷲文化振興会の基本方針を記載させていただいております。

次に、3ページ、4ページには、令和3年度事業計画として、理事会の開催予定及び評議委員会の開催予定をそれぞれ記載しております。

次に、5ページを御覧ください。

本年度の自主事業計画ですが、せぎやま倶楽部の文化芸術展や発表会、共催事業として教育文化事業、その他、講演会や映画会などを中心とした計画となっております。

なお、3月の理事会、評議委員会におきまして、このような年間計画を予定されておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、5月14日までに中止が決定された事業を備考欄に記載させていただいております。

次に、7ページを御覧ください。

収支予算書であります。

まず、収入の部では、主なものといたしましては、基本財産運用益1万円で、これは定期預貯金利息収入であります。

事業収益336万2,000円は、入場料等収益56万2,000円、貸館利用料収益270万円が主なものであります。

予算減額の主な要因は、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収益の入場料等収益及び貸館利用料収益の減少が見込まれることによるものであります。

次に、管理受託収益が4,745万8,000円。これは尾鷲市との指定管理に基づく会館の管理受託収入であります。

収入の部合計は、5,083万7,000円であります。

次に、8ページを御覧ください。

支出の部、事業費であります。

このうち、主なものは、給料手当490万2,000円は、館長職職員1名分の給料。

臨時雇用賃金814万8,000円は職員3名分、福利厚生費215万5,000円は職員4名分の社会保険事業主負担分であります。

高熱水費901万8,000円、賃借料103万円につきましては、それぞれ会館の電気代、水道代、映画フィルム賃借料等であります。

委託料1,353万7,000円は、自主事業、講演委託費等で、予算減額の主な要因は、自主事業において、コロナ禍の中、著名人のコンサート等ではなく、地域の文化振興に密着した事業を中心に実施する予定であり、事業費の講演料に係る委託費が減額となったことによるものであります。

手数料208万2,000円は、浄化槽保守点検等であります。

事業費予算合計は、4,422万6,000円であります。

次に、9ページを御覧ください。

管理費のうち、主なものは、職員1名分の臨時雇用賃金289万7,000円、委託費129万3,000円は、会館保守管理業務委託費であります。管理費予算合計は661万1,000円であります。

支出の合計は5,083万7,000円となり、前年度と比較しますと488万2,000円の減額となります。

10ページから11ページには、正味財産増減計算ベースでの収支予算書であります。

以上をもちまして、報告第2号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和3年度事業計画及び予算について」の御説明とさせていただきます。

議長（三鬼和昭議員） 以上で報告は終わりました。

これより報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

1番、南議員。

1番（南靖久議員） 先ほど生涯学習課長に文化会館の事業計画の御説明をしていただいたんですけども、その中で、理事会、評議委員会という文面がございましたけれども、今回、特に新たに議員になられた方が4名おられるということで、できたら理事会のメンバー表、あるいは評議会のメンバー表を後日でも結構でございますので、提出していただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（三鬼和昭議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（三鬼基史君） 事務局を通じて、またタブレットのほうへでも資料をお出しさせていただきたいと思います。

1 番（南靖久議員） お願いします。

議長（三鬼和昭議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいまの議題につきましては、報告案件であるため、これをもって終結いたします。

次に、日程第 18、発議第 7 号「議会運営委員会事務調査に関する決議」及び日程第 19、発議第 8 号「行政常任委員会事務調査に関する決議」の発議 2 件を一括議題といたします。

事務局長をして、お手元の発議を朗読いたさせます。

事務局長。

（事務局長 朗読）

議長（三鬼和昭議員） お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） 御異議なしと認めます。よって、直ちに採決を行います。

最初に、日程第 18、発議第 7 号「議会運営委員会事務調査に関する決議」を採決いたします。

本件について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 19、発議第 8 号「行政常任委員会事務調査に関する決議」を採決いたします。

本件について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

この際、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） 議員の皆様におかれましては、公私ともお忙しい中、慎重なる御審議を賜り、誠にありがとうございました。

本臨時会に提出いたしました議案第40号「令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について」及び議案第41号「尾鷲市監査委員の選任について」の議案2件につきましては、原案のとおり御承認いただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

審議の中においていただきました様々な御指摘、御意見につきましては、今後、十分留意の上、市政運営に努めてまいります。

簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（三鬼和昭議員） 本日1日、誠に御苦労さまでした。

これをもって、令和3年第6回尾鷲市議会臨時会を閉会いたします。

〔閉会 午後 2時42分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会臨時議長 村 田 幸 隆

尾鷲市議会議長 三 鬼 和 昭

署 名 議 員 南 靖 久

署 名 議 員 小 川 公 明